

県営名古屋空港に関する要請書



令和4年12月
県営名古屋空港協議会

県営名古屋空港に関する要請

県営名古屋空港は、小型機拠点空港としてビジネス機専用ターミナルを整備し、開港以来、国際ビジネス機の受入に取り組んでまいりました。特にC I Q関係機関におかれましては、専用ターミナルを活用した短時間で円滑な審査を実施していただき、国内外の利用者から高い評価をいただいております。

県営名古屋空港では、新型コロナウイルス感染症の拡大前の2019年の年間着陸回数は2万回を超え、乗降客数は90万人を超えております。とりわけ、国際ビジネス機の利用では、主要空港に次ぐ6番目の規模となっております。

愛知県では、海外からの訪問が期待されるジブリパークが開園（2022年11月1日）し、今後、アジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催（2026年）が予定されております。また、モノづくりの産業集積地として自動車産業や航空宇宙産業等の次世代産業の振興に取り組んでいることから、国際ビジネス機の需要拡大が大いに期待されます。

こうした中、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」では、多極化や地域活性化を推進し地方創生の取組として、観光・インバウンドの回復に向けた「C I Q等の受入環境の整備」が明記されております。

当協議会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を支え、コロナ禍からの回復期において県営名古屋空港が重要な役割を果た

すべく、海外から飛来する国際ビジネス機の運航環境の改善を進めることにより、ビジネス機の拠点化、利用促進の取組をより一層積極的に推進したいと考えております。

つきましては、下記の事項について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 国際ビジネス旅客の空港の出入国手続について、国土交通省航空局の通達の内容を踏まえ、引き続き柔軟な対応をお願いします。
- 2 全国11番目の着陸回数、多くの乗降客に加え、国際ビジネス機利用者にとって利便性の高い県営名古屋空港における運航の安全をより確かなものにし、安心してご利用いただけるようにするため、運航用飛行場予報（TAF）又は飛行場時系列予報に県営名古屋空港を早期に登録し、運航会社等へ県営名古屋空港の気象情報を配信されるようにお願いします。

令和4年12月

県営名古屋空港協議会

会 長 嶋 尾 正



〇24 時間前までの申請に係る申請期間の特例の概要

外国航空機の指定外空港における離着陸に係る許可申請については、ビジネスジェット等の受入に関する環境整備のため、商用目的で出入国する個人等の場合、3 日前までに申請できないことがやむを得ないと認められる場合には、使用空港におけるスロット等の調整及び C I Q 官署との調整を終えていること等の条件のほか、これらの調整を開始した際に航空局に情報提供することを条件に、24 時間前までに申請されたものについて有効とみなすこととなった。

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長通達（抜粋、平成 28 年 10 月 26 日制定）

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 230 条の 2（法第 126 条第 5 項ただし書に定める外国航空機の指定外空港等における離着陸の許可に係る細則）、第 231 条（法第 127 条ただし書に定める外国航空機の国内使用の許可に係る細則）及び第 234 条の 2（法第 130 条の 2 に定める外国航空機による有償運送の許可に係る細則）に基づく申請に係る規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例について、以下のとおりとする。

1. 規則第 230 条の 2 に基づく申請について

(2) 商用目的で本邦に出入国する個人若しくは法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみの運送のため、若しくは医療目的で本邦に出入国する個人（随行する者を含む。）のみの輸送のため、又は給油のみのために、国土交通大臣の指定する空港等以外の空港等において、着陸し、又は離陸する場合であつて、その着陸又は離陸の予定日目の 3 日前までに申請を行うことができないことがやむを得ないと認められるときは、規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例に基づき、その着陸又は離陸の予定日目の 24 時間前までに申請されたものについて有効なものとみなすこととする。

〇国際ビジネス機の飛来状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
飛来機数	69	65	69	83	76	80	62	79	66	75	12	3
内訳	外国国籍機	64	53	55	76	66	47	62	56	65	3	2
	日本国籍機	5	12	14	7	10	15	17	10	10	9	1

〇他の TAF 等配信空港と県営名古屋空港の空港利用実績比較

	種別	着陸回数/回			乗降客数/人			飛行場予報
名古屋	その他	18,330	⑪	(1)	451,961	⑳	(4)	
八尾	その他	9,847	⑱	(3)	0	—	(0)	時系列予報
百里（茨城）	共用	1,666	⑥	(0)	257,685	⑳	(0)	TAF
美保（米子）	共用	1,435	㉑	(1)	171,037	㉒	(0)	TAF
帯広	特定地方管理	6,514	㉓	(0)	257,011	㉔	(0)	TAF
女満別	地方管理	4,062	㉕	(1)	409,410	㉖	(0)	TAF
福島	地方管理	3,781	㉗	(0)	87,588	㉘	(0)	TAF
出雲	地方管理	4,922	㉙	(0)	387,281	㉚	(0)	TAF
松本	地方管理	3,499	㉛	(0)	116,225	㉜	(0)	時系列予報
能登	地方管理	1,096	㉝	(0)	36,815	㉞	(0)	時系列予報

令和 3 年空港管理状況調査（国土交通省航空局）より抜粋、丸数字は順位、（ ）内数値は国際線

〇県営名古屋空港協議会

県営名古屋空港が、小型機の拠点空港として、当地域の一層の発展に寄与するよう地域を挙げて支援していくため、地元自治体、経済団体及び関係企業・団体等が参加し設立した。

- ・ 設 立 日 平成 17（2005）年 1 月 28 日
- ・ 組織の概要
 - 会 長：名古屋商工会議所会頭
 - 副 会 長：愛知県副知事、名古屋市副市長、春日井市長、小牧市長、豊山町長
 - 事 務 局：名古屋商工会議所
 - 会 員：特別会員・・・自治体（67 団体）、団体関係（65 団体）
賛助会員・・・趣旨に賛同する企業（19 社）
- ・ 事業内容 県営名古屋空港の利用促進に関する事業、県営名古屋空港の整備に必要な諸事業